

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報(4月29日現在)

【ポイント】

- 報道によれば、アルゼンチン国内では4285名(昨日から158名増)の累計感染者数、うち214名の累計死亡者数及び1192名の累計治癒数が報告されています。
- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、全国強制隔離措置(以下「強制隔離と記載」)(DNU408/2020)が5月10日まで継続中です。同時に、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続中です。
- 地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに当国政府に申請を行う必要がありますので、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班までお知らせください。
- 短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては、強制隔離およびそれに伴う国内移動制限の長期化、国際便の減少を念頭に、出国を希望する場合には各交通機関の運行状況等について、最新の情報の収集に努めてください。

【本文】

1 報道によれば、アルゼンチン国内では4285名(昨日から158名増)の累計感染者数、うち214名の累計死亡者数及び1192名の累計治癒数が報告されています。

2 一般受刑者釈放を巡る情勢(報道)

報道によれば、刑務所内での新型コロナウイルス感染の恐れから、フェルナンデス大統領が行った一般犯罪受刑者の釈放(自宅拘禁)を認める旨の発言に関し、治安の悪化懸念や犯罪被害者の人権侵害であるとして、与野党から批判が起きています。与党内では、マサ下院議長、ブエノスアイレス州のベルニ治安大臣とアラク司法大臣が反対を表明しています。連邦司法・人権省内でも意見が対立しており、大臣は大統領に賛成する一方、二人の副大臣は反対の立場にあるようです。野党「共和国提案」や「急進党」は反対を表明しています。また、既に約200人以上の受刑者が、刑務所から監視電子装置(足輪)を付けて釈放されたようですが、監視電子装置が十分にないことから、司法・人権省は懸念を示しています。

3 地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項

地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、車両(バスやレミース)で首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、ご帰国のために移動のご予定のある方は、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班 conbsas@bn.mofa.go.jp までお知らせください。細部は「地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項」をご参照くだ

さい。 <https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100043069.pdf>

4 強制隔離およびそれに伴う国内移動制限

の長期化が見込まれ、見通しも不透明であるとともに、国際航空会社の多くが減便をしている現状から、短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いやうがいの励行などの感染予防に努めるとともに、出国を希望する場合には、各交通機関の運行状況等について、最新の情報の収集に努めてください。

(以上)